

教職第544号  
平成7年3月31日

各市町村教育委員会教育長  
各県立学校長  
各教育事務所長

様

埼玉県教育委員会教育長

### 学校職員の復職等に伴う号給の調整等について(通知)

学校職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則（昭和32年教育委員会規則第12号。以下「初任給規則」という。）第36条及び初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則（昭和46年人事委員会規則7-221。以下「職員初任給規則」という。）第41条の規定に基づく復職時等における号給の調整等並びに職員の育児休業等に関する条例（平成4年埼玉県条例第6号）第8条の規定に基づく職務復帰時における号給の調整等を行う場合は、平成7年4月1日以降、下記により実施しますので、当該調整等を要する事由が生じた場合の事務処理に当たっては十分留意願います。

なお、これに伴い平成4年3月31日付け教職第601号「学校職員の復職等に伴う給料の調整等について(通知)」は、廃止します。

#### 記

##### 1 調整日

号給の調整等は、復職又は職務復帰（以下これらを「復職等」という。）の日及び復職等の日後における最初の初任給規則第26条若しくは職員初任給規則第32条で定める昇給日（以下「昇給日」という。）又はそのいずれかの日において行う。

##### 2 号給の調整等

復職等の日における復職時調整は、休職発令の日、育児休業開始の日、派遣発令の日、大学院修学休業開始の日、自己啓発等休業開始の日、配偶者同行休業開始の日又は介護休暇の開始の日（以下この項において「基準日」という。）における号給の号数に、基準日から復職等の日の直前の昇給日の前日（復職等の日が昇給日である場合にあっては、その前日）までのそれぞれの1の昇給日から次の昇給日の前日までの期間（以下この項において「算定期間」という。）（当該期間の中途において新たに職員となった者にあっては、新たに職員となった日から昇給日の前日までの期間）を換算した期間に応じた数（以下この項において「調整数」という。）の合計した数（1未満の端数があるときは、これを切り捨てた数）を加えて得た数を号数とする号給を超えない範囲内で行うものとし、復職等の日後の最初の昇給日における復職時調整は、基準日における号給の号数に、基準日から復職等の日後の最初の昇給日の前日までの各算定期間の調整数の合計数（1未満の端数があるときは、これを切り捨てた数）を

加えて得た数を号数とする号給を超えない範囲内で行う。

### 3 内申等

#### (1) 復職の場合

ア 所属長は、休職中の職員が復帰する場合、様式第1号（さいたま市立学校長にあっては様式第2号）による調書（以下「調書」という。）を作成し、復職に関する具申書とともに、市町村（さいたま市を除く。以下この号において同じ。）立学校長にあっては、所轄の市町村教育委員会教育長に、さいたま市立学校長にあっては、さいたま市教育委員会教育長に、県立学校長にあっては、埼玉県教育委員会教育長に提出すること。

イ 市町村教育委員会教育長は、当該調書を復職に関する内申書とともに所轄の教育事務所長に提出し、教育事務所長は、記載事項を確認の上、内申書とともに埼玉県教育委員会教育長に進達すること。

#### (2) 職務復帰の場合

育児休業中、派遣中、大学院修学休業中、自己啓発等休業中、配偶者同行休業中又は全日にわたり30日以上連続する介護休暇中の職員が職務に復帰する場合は、調書を原則として職務に復帰する日の属する月の前月の10日までに前記(1)の場合に準じてさいたま市教育委員会教育長又は埼玉県教育委員会教育長に提出すること。

### 4 調整の決定通知等

#### (1) 復職等の日及び復職等の日後における最初の昇給日において上位の号給に決定された場合は、調整に係る発令事項（以下「発令事項」という。）を人事異動通知書により職員本人へ通知する。また、市町村（さいたま市を除く。）教育委員会教育長、市町村立学校長及び県立学校長には、以下により行う方法をもって発令事項を通知したものとみなす。

ア 市町村立学校職員の復職等の場合

市町村（さいたま市を除く。）教育委員会教育長には発令事項の教職員人事給与情報システム（県立学校人事課長が所管するものに限る。）への登録をもって、また、市町村立学校長には人事異動通知書の配布をもって行う。

イ 県立学校職員の復職等の場合

県立学校長には、復職の場合は人事異動通知書の配布をもって、職務復帰の場合は人事異動通知書の総務事務システム（総務事務センター所長が所管するものに限る。）での配信をもって行う。

#### (2) 様式は、当分の間、従前のものによることができる。この場合において、該当欄が設けられていない事項については、適宜の方法により記入するものとする。